



島根県報

令和4年3月31日(木)

号外第37号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【教委規則】

市町村立学校の教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則	(教育庁総務課)	2
島根県教育庁等職員服務規則の一部を改正する規則	(")	4
島根県教育庁等組織規則の一部を改正する規則	(")	16
島根県教育委員会聴聞手続規則の一部を改正する規則	(")	16
学校教育法施行細則の一部を改正する規則	(学校企画課)	17
公立学校教職員の在籍専従の許可に関する規則の一部を改正する規則	(")	17
技能教育施設の指定等に関する規則施行細則の一部を改正する規則	(教育指導課)	18
県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する規則の一部を改正する規則	(保健体育課)	18
島根県立図書館の管理、運営及び利用に関する規則の一部を改正する規則	(社会教育課)	18
島根県視聴覚センター設置、運営及び利用に関する規則の一部を改正する規則	(")	19

【教委訓令】

文書の左横書き実施要領の一部改正	(教育庁総務課)	19
島根県教育庁等公印規程の一部改正	(")	20
県立高等学校等の教職員の服務規程の一部改正	(学校企画課)	21

【正 誤】

平成28年3月29日付け島根県報号外第61号中	(教育庁総務課)	33
-------------------------	----------	----

教 育 委 員 会 規 則

市町村立学校の教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

島根県教育委員会教育長 野 津 建 二

島根県教育委員会規則第7号

市町村立学校の教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校の教職員の給与に関する規則（昭和32年島根県教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第14条の見出しを「（昇給日等）」に改め、同条中「昇給日前1年間」を「昇給日前における直近の教育委員会が定める人事評価の評価期間の末日（以下「評価終了日」という。）以前1年間」に改める。

第16条第1項中「判断は、」の次に「人事評価の結果によるほか、」を加え、同条第2項第1号中「昇給日前1年間」を「第14条の教育委員会規則で定める期間（以下「勤務成績判定期間」という。）」に、「昇給日の前日」を「勤務成績判定期間の末日」に改め、同条第6項中「相当する数」の次に「（評価終了日の翌日から昇給日の前日までの間に新たに教職員となった者又は当該号給を決定された者にあつては、教育委員会の定める数）」を加える。

第20条の4中「（以下「休職等の期間」という。）」を削り、「（以下「復職等の日」という。）及び復職等の日」を「同日」に、「いずれかの日」を「次の昇給日」に改め、同条に次の1項を加える。

2 派遣教職員が職務に復帰した場合又は教育委員会が定めるこれに準ずる場合における号給の調整について、前項の規定による場合には部内の他の教職員との均衡を著しく失すると認められるときは、同項の規定にかかわらず、その者の号給を調整することができる。

附則第13項を次のように改める。

（勤務成績判定期間を異にする機関への異動等に関する特例）

13 令和5年4月1日以降に行われる条例第12条第1項に規定する昇給に係る勤務成績判定期間に関する規定の適用については、勤務成績判定期間を異にする機関への異動等の場合（教職員を勤務成績判定期間を異にする機関に異動させる場合又は職員の給与に関する条例別表第1から別表第5までに掲げる給料表の適用を受ける職員、同条例第3条第3項に規定する専門的教育職員若しくは県立学校の教育職員の給与に関する条例第2条に規定する教育職員を引き続いて教職員とする場合をいう。）において、当該異動を行わない教職員との均衡上必要があると認められるときは、第14条中「昇給日前における直近の教育委員会が定める人事評価の評価期間の末日（以下「評価終了日」という。）以前1年間」とあるのは、「教育委員会が定める日から昇給日前における直近の教育委員会が定める人事評価の評価期間の末日（以下「評価終了日」という。）までの期間」と、第16条第2項第1号中「第14条の教育委員会規則で定める期間」とあるのは、「教育委員会が定める日から評価終了日までの期間」とする。

附則に次の3項を加える。

（令和5年1月1日に行われる昇給に関する特例）

14 令和5年1月1日に行われる条例第12条第1項の規定による昇給については、第14条中「昇給日前における直近の教育委員会が定める人事評価の評価期間の末日（以下「評価終了日」という。）以前1年間」とあるのは、「昇給日前1年以内で教育委員会が定める期間（附則第13項に規定する勤務成績判定期間を異にする機関への異動等の場合において、当該異動を行わない教職員との均衡上必要があると認められるときにあつては、教育委員会が定める期間）」とする。

15 前項に規定する昇給に関する勤務成績の証明並びに昇給区分及び昇給の号給数については、市町村立学校の教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（令和4年島根県教育委員会規則第7号）による改正前の規則（以下「改正前の規則」という。）の規定の例による。この場合において、改正前の規則第16条第2項第1号中「昇給日前1年間」とあるのは、「昇給日前1年以内で教育委員会が定める期間（附則第13項に規定する勤務成績判定期間を異にする機関へ

別表第10の2中「奥出雲町立馬木小学校」を「出雲市立須佐小学校」に、
 奥出雲町立馬木小学校」を
 「飯南町立来島小学校」に、「江津市立桜江小学校」を「同 赤名小学校」に、
 同 桜江中学校」
 「同 北三瓶小学校
 同 北三瓶中学校
 飯南町立頓原小学校
 同 頓原中学校
 同 飯南町学校給食共同調理場
 同 来島小学校」
 「邑南町立矢上小学校
 同 石見東小学校
 同 石見中学校
 同 邑南町西学校給食センタ

を「浜田市立今福小学校」に改める。

一」

別表第10の3中「出雲市立佐田中学校」を「大田市立池田小学校」に改める。
 浜田市立今福小学校」を 同 第三中学校
 川本町立川本小学校
 同 川本町学校給食センター」

附 則

(施行期日)

- この規則は、令和4年4月1日から施行する。
 (管理職手当に関する経過措置)
- この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において、この規則による改正前の市町村立学校の教職員の給与に関する規則別表第9の5に掲げられている学校に在職し管理職手当の支給を受けていた教育職員で施行日以降この規則による改正後の市町村立学校の教職員の給与に関する規則(以下「改正後の規則」という。)別表第9の5に掲げられなくなる学校に引き続き在職するものの管理職手当の区分については、当該教育職員が当該学校に在職する間、改正後の規則別表第9の5にかかわらず、なお従前の例による。
 (へき地手当に関する経過措置)
- 施行日の前日において、へき地手当の支給を受けていた教職員で、当該教職員に係る改正後の規則に基づくへき地手当の支給割合(へき地手当の月額を得るため、給料及び扶養手当の月額の合計額に乗ずるものとして定められている割合をいう。以下同じ。)が施行日の前日におけるへき地手当の支給割合を下回ることとなるもの(改正後の規則に基づくへき地手当の支給を受けないこととなる者を含む。)については、改正後の規則第32条の2の規定にかかわらず、施行日以後当該教職員が施行日の前日に勤務していた学校に引き続き勤務する場合(当該学校の移転があった場合を除く。)においては、改正後の規則に基づくへき地手当の月額が当該教職員に係る施行日の前日におけるへき地手当の月額(以下「施行日前のへき地手当の月額」という。)に達するまでの間(改正後の規則に基づくへき地手当の支給を受けない者については、施行日以後)、当該施行日前のへき地手当の月額に相当する額のへき地手当を支給する。

島根県教育庁等職員服務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

島根県教育委員会教育長 野 津 建 二

島根県教育庁等職員服務規則の一部を改正する規則

島根県教育庁等職員服務規則（昭和36年島根県教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

第36条中「記載し、署名押印」を「記載」に改める。

様式第2号及び様式第2号の2中「㊟」を削る。

「

理 由	印

様式第3号表面中

を

」

「

理 由

に改め、同様式裏面中

入」に改め、同様式第3面中

を

」

「

決 裁		
所属長		

に、「記入し、又は押印」を「記入」に改める。

」

様式第3号の4及び様式第3号の5中「**国**」を削る。

様式第3号の6中「**国**」を削る。

「

※	※
請 求 年月日	本人印
年 月 日	
年 月 日	
年 月 日	
年 月 日	
年 月 日	
年 月 日	
年 月 日	

様式第3号の7表面中

「

※
請 求 年 月 日
年 月 日
年 月 日
年 月 日
年 月 日
年 月 日
年 月 日
年 月 日

を

に、「記入

」

」

「

※ 本人印	決 裁		
	所属長		

し、又は押印」を「記入」に改め、同様式裏面中

を

」

「

決 裁		
所属長		

に、「記入し、又は押印」を「記入」に改める。

」

様式第4号から様式第4号の4までの様式中「㊟」を削る。

「

請 求 者 印	備 考

様式第4号の5中

を

備 考

に改める。

」

様式第4号の6中「㊟」を削る。

様式第4号の7中「㊟」、「㊦」及び

「

承 認 番 号	—	決	教 育 長					
不 承 認 番 号	—		裁					

」

を削り、同様式の注意中「2部」を削る。

様式第4号の8中「㊟」を削る。

様式第4号の9中「㊟」を削り、同様式の(注)を次のように改める。

(注) 職務復帰となる年月日は、休業満了日の翌日であること。

様式第4号の10から様式第4号の12までの様式中「㊟」を削る。

「

時 間 数	申 請 者	任 命 権 者	備 考

」

時間 分	
時間 分	

」

様式第4号の14から様式第4号の16までの様式中「㊟」を削る。

様式第6号中「印」を削り、同様式の注意の3中「書換交付手続き」を「書換交付手続」に改める。

「

従事を 必要と する理 由	印

「

従事を必要 とする理由

様式第7号中

を

に改め、同様式の注意の1中「手続き」を「手続」に改める。

」

」

様式第8号表面中「㊟」を削り、

「

3 所属長の意見等	印
-----------	---

を

」

「

3 所属長の意見等

に改め、

「**国**」及び

「

承認番号	—	決	教育長					
不承認番号	—		裁					

」

を削り、同様式裏面の記載上の注意事項の2中「即ち、商業」を「すなわち、商業」に、「理事長」を「理事長等」に、「即ち自己名義」を「すなわち自己名義」に、「ただし」を「ただし、」に、「かたわら」を「傍ら」に、「即ち、いかなる」を「すなわち、いかなる」に、「すべて」を「全て」に改め、同様式裏面の記載上の注意事項の3中「かこみ」を「囲み」に改め、同様式裏面の記載上の注意事項の4中「できがたい」を「できない」に改め、同様式裏面の記載上の注意事項の6中「2部」を削る。

様式第8号の2中「氏名.....**㊟**」を「氏名.....」に、

「

	㊟
--	----------

を

」

「

--	--

に改め、「**国**」を

」

削り、同様式の注意の2中「2部」を削る。

様式第9号の2中「**㊟**」を削り、

「

理由 (亡失・損傷)							
総務課長				所属長			

」

を

「

理由 (亡失・損傷)							
---------------	--	--	--	--	--	--	--

」

に改め、同様式の注中「3 身分証明書の再交付及び書換申請をするときは、写真を添付すること。」を
 3 身分証明
 4 この申請
 書の再交付及び書換申請をするときは、写真を添付すること。
 書は、所属長を経由して提出すること。 に改める。

「

氏	名	印

を

」

「

氏	名

に改める。

」

様式第11号中「㊤」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の島根県教育庁等職員服務規則の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するもののうち取替いが可能なものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

島根県教育庁等組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

島根県教育委員会教育長 野 津 建 二

島根県教育委員会規則第9号

島根県教育庁等組織規則の一部を改正する規則

島根県教育庁等組織規則（昭和43年島根県教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第7条の表教育指導課の項第7号を削り、同項第8号中「（地域教育推進室）」を削り、同号を同項第7号とし、同項第9号中「（地域教育推進室）」を削り、同号を同項第8号とし、同項第10号中「（地域教育推進室）」を削り、同号を同項第9号とし、同項第11号中「（地域教育推進室）」を削り、同号を同項第10号とし、同号の次に次の1号を加える。

(1) 教育センターに関すること。

第7条の表教育指導課の項中第14号を第15号とし、第13号を第14号とし、第12号を第13号とし、同号の前に次の1号を加える。

(2) 地域教育の推進に関すること（地域教育推進室）。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

島根県教育委員会聴聞手続規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

島根県教育委員会教育長 野 津 建 二

島根県教育委員会規則第10号

島根県教育委員会聴聞手続規則の一部を改正する規則

島根県教育委員会聴聞手続規則（平成7年島根県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項及び第3項中「記載し、記名押印しなければ」を「記載しなければ」に改める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

学校教育法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

島根県教育委員会教育長 野 津 建 二

島根県教育委員会規則第11号

学校教育法施行細則の一部を改正する規則

学校教育法施行細則（昭和31年島根県教育委員会規則第23号）の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「第3条第2項」を「第5条第2項」に改める。

第4条第1項中「第5条」を「第6条」に改める。

第17条第2項中「第11条の3、第12条第2項又は第12条の2第2項」を「令第11条の3、令第12条第2項又は令第12条の2第2項」に改める。

様式第1号中「施行細則」及び「㊟」を削る。

様式第2号中「様式第2号」の次に「（第4条関係）」を加え、「㊟」を削る。

様式第3号中「様式第3号」の次に「（第5条関係）」を加え、「㊟」を削る。

様式第4号中「様式第4号」の次に「（第5条関係）」を加え、「㊟」を削り、「監理者氏名印」を「監理者氏名」に、「請負者氏名印」を「請負者氏名」に改める。

様式第5号中「様式第5号」の次に「（第5条関係）」を加え、「㊟」を削り、「監理者氏名印」を「監理者氏名」に、「請負者氏名印」を「請負者氏名」に改める。

様式第6号中「様式第6号」の次に「（第5条関係）」を加え、「㊟」を削る。

様式第7号中「㊟」を削る。

様式第8号中「様式第8号」の次に「（第13条関係）」を加え、「㊟」を削る。

様式第9号から様式第13号の2までの様式中「施行細則」及び「㊟」を削る。

様式第14号及び様式第15号中「施行細則」及び「㊟」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の学校教育法施行細則の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するものうち取替いが可能なものについては、当分の間、これを取り替って使用することができる。

公立学校教職員の在籍専従の許可に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

島根県教育委員会教育長 野 津 建 二

島根県教育委員会規則第12号

公立学校教職員の在籍専従の許可に関する規則の一部を改正する規則

公立学校教職員の在籍専従の許可に関する規則（昭和44年島根県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

様式第1号及び様式第2号中「㊟」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則による改正前の公立学校教職員の在籍専従の許可に関する規則の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するもののうち取替いが可能なものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

技能教育施設の指定等に関する規則施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

島根県教育委員会教育長 野 津 建 二

島根県教育委員会規則第13号

技能教育施設の指定等に関する規則施行細則の一部を改正する規則

技能教育施設の指定等に関する規則施行細則（平成2年島根県教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中 「（法人にあつては名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所）」を「（法人にあつては名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所）」に改める。

及び主たる事務所の氏名及び住所）」に改める。

様式第2号中「印」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則による改正前の技能教育施設の指定等に関する規則施行細則の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するもののうち取替いが可能なものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

島根県教育委員会教育長 野 津 建 二

島根県教育委員会規則第14号

県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する規則の一部を改正する規則

県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する規則（昭和36年島根県教育委員会規則第26号）の一部を次のように改正する。

第1号様式及び第2号様式中「㊟」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

島根県立図書館の管理、運営及び利用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

島根県教育委員会規則第15号

島根県立図書館の管理、運営及び利用に関する規則の一部を改正する規則

島根県立図書館の管理、運営及び利用に関する規則（昭和52年島根県教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第2号及び第3号を次のように改める。

- (2) 毎週月曜日（その日が国民の祝日に関する法律に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その翌日以降の最初の休日でない日）
- (3) 毎月第1木曜日（その日が休日に当たるときは、その翌日以降の最初の休日でない日（日曜日及び土曜日を除く。））

第4条第3項中「第1項」を「前2項」に改める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

島根県視聴覚センター設置、運営及び利用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

島根県教育委員会教育長 野 津 建 二

島根県教育委員会規則第16号

島根県視聴覚センター設置、運営及び利用に関する規則の一部を改正する規則

島根県視聴覚センター設置、運営及び利用に関する規則（平成7年島根県教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「様式第1号」を「様式第1号（第6条関係）」に改め、「印」を削る。

様式第2号中「様式第2号」を「様式第2号（第6条関係）」に改め、「印」を削る。

様式第3号中「様式第3号」を「様式第3号（第6条関係）」に改め、「印」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正前の島根県視聴覚センター設置、運営及び利用に関する規則の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するもののうち取替いが可能なものについては、当分の間、これを取り替って使用することができる。

教 育 委 員 会 訓 令**島根県教育委員会訓令第3号**

本 庁
教 育 事 務 所
埋蔵文化財調査センター
教 育 機 関
県 立 学 校

文書の左横書き実施要領（昭和35年島根県教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

令和4年3月31日

島根県教育委員会教育長 野 津 建 二

第3の1の(1)のエを次のように改める。

エ 公用文作成の考え方（建議）（令和4年1月7日付け文化審議会建議）

別表第1の1の(1)のウの表中「昭和55年4月1日」を「令和4年4月1日」に、「昭和55. 4. 1又は昭55. 4. 1」を「令和4. 4. 1又は令4. 4. 1」に改め、同表の1の(2)の表中「八雲村」を「八雲町」に、「一兆 十億 百万」を「1兆 10億 100万」に改め、同表の2の表中「昭和55. 4. 1」を「令和4. 4. 1」に、「22—5400」を「22 - 5111」に、

「

—	ダッシュ	語句の説明、言い換えなどに用いる。また、丁目、番地などを省略して書く場合にも用いる。	青信号—進め 赤信号—止まれ 霞が関3—2—2
---	------	--	-------------------------------

」

を

「

-	ハイフン	数字又はアルファベットによる表記の区切り、つなぎなどに用いる。	〒690 - 8502 0852 - 22 - 5111
---	------	---------------------------------	---------------------------------

」

に、

「

〇	そでかっこ	注、備考など付記して説明する場合に用いる。	〔注〕 〔備考〕
---	-------	-----------------------	-------------

」

を

「

〇	そでかっこ	注、備考など付記して説明する場合に用いる。	〔注〕 〔備考〕
【	隅付きかっこ	項目を示したり、注意点及び強調すべき点を目立たせたりする場合に用いる。	【会場】講堂 【取扱注意】

」

に、「昭和55年4月1日」を「令和4年4月1日」に改める。

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

島根県教育委員会訓令第4号

本 庁
教 育 事 務 所
埋蔵文化財調査センター
教 育 機 関
県 立 学 校

」

」

「

氏 名	印

」

「

氏 名

」

様式第2号中

を

に改める。

様式第2号の4及び様式第2号の5中「㊟」を削る。

「

理 由	印

」

様式第3号中

を

「

理 由

」

に改める。

」

様式第3号の2中「㊟」を削る。

様式第4号第1面中

※	※
申出日	本人印

を

※
申出日

に、

※	※
申出日	本人印

を

※
申出日

に、「記入し、又は押印」を「記入」に改め、同様式第2面中

※	※
請 求	本人印
年 月 日	
年 月 日	
年 月 日	
年 月 日	
年 月 日	
年 月 日	
年 月 日	
年 月 日	
年 月 日	
年 月 日	
年 月 日	
年 月 日	
年 月 日	
年 月 日	

を

※
請 求
年 月 日
年 月 日
年 月 日
年 月 日
年 月 日
年 月 日
年 月 日
年 月 日
年 月 日
年 月 日
年 月 日
年 月 日
年 月 日
年 月 日

に、「記入し、又は押印」を「記

に、「記入し、又は押印」を「記入」に改める。

「

※	請求 年月日	※ 本人印
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	

」

様式第4号の2表面中

「

※	請求 年 月 日
	年 月 日
	年 月 日
	年 月 日
	年 月 日
	年 月 日
	年 月 日
	年 月 日

」

を

に、「記入

「

※ 本人印	決 裁		
	校長	教頭	事務長

」

」

様式第5号中「**㊦**」を削る。

様式第7号及び様式第7号の2中「**㊦**」を削る。

様式第7号の3中「**㊦**」及び「**㊦**」を削る。

様式第7号の4中「**㊦**」を削る。

「

請 求 者 印	備 考

様式第7号の5中

を

」

「
[]

備 考

に改める。

様式第7号の6及び様式第7号の7中「㊦」を削る。

様式第7号の8中「㊦」及び「㊧」を削る。

様式第7号の9中「㊦」を削る。

時間数	申請者	任命権者	備 考
時間 分			
時間 分			
時間 分			
時間 分			
時間			

様式第7号の10中「㊸」を削り、同様式別紙中

を

分			
時間 分			
時間 分			
時間 分			
時間 分			
時間 分			
時間 分			
時間 分			
時間 分			
時間 分			
時間 分			

」

「

時間数	備 考
時間 分	
時間 分	
時間	

分	
時間 分	
時間 分	
時間 分	
時間 分	
時間 分	
時間 分	
時間 分	
時間 分	
時間 分	
時間 分	
時間 分	
時間 分	
時間 分	

に改める。

」

様式第7号の11から様式第9号までの様式中「㊟」を削る。

様式第10号中「㊟」、「㊟」及び（注）を削る。

様式第11号中「㊟」を削る。

様式第11号の2中「㊟」を削り、（注）を次のように改める。

（注） 職務復帰となる年月日は、休業満了日の翌日であること。

様式第11号の3中「㊟」を削り、（注）を次のように改める。

(注) 職務復帰となる年月日は、休業満了日の翌日であること。

「
 様式第13号中

	印
--	---

 を 「
 」 に
 」

改める。

様式第14号、様式第15号及び様式第17号中「㊟」を削る。

「
 様式第18号中

従事を必要とする理由	印

 を 「
 」 に改める。
 」

様式第19号から様式第21号までの様式中「㊟」を削る。

様式第22号及び様式第23号中「㊟」、「㊦」及び(注)を削る。

様式第23号の2中「氏名.....㊟」を「氏名.....」に、

「

	㊟
--	---

 を
 」

「



に改め、「㊦」

」

を削り、同様式（注）を次のように改める。

（注） 兼職を予定している消防団における業務内容、雇用形態等の分かる参考資料を添付すること。

様式第25号及び様式第26号中「㊥」を削る。

様式第27号から様式第29号までの様式中「㊦」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この訓令による改正前の県立高等学校等の教職員の服務規程の規定により作成した用紙でこの訓令の施行の際現に残存するものうち取替いが可能なものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

正

誤

平成28年3月29日付け島根県報号外第61号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	箇所	誤	正
2	上から19	次条第2項	次条第1項第2号